

※注:本回答は、第1回研修会終了時点での回答です。

第1ブロック(札幌会場)

項目	質問	回答
策定マニュアル	策定マニュアルの改定により、対象となる温室効果ガスは追加されるのか？	三つっ化窒素を温室効果ガスに追加する法律が成立しておりますが、施行は平成27年4月1日からであり、現時点では追加を見送ります。
実行計画協議会	環境審議会と構成メンバーが重複する可能性があるため、環境審議会と兼ねても良いのか？	他の審議会や協議会とメンバーの一部が重複することは問題ありません。実行計画の策定やその推進において、協議・連絡が必要な関係行政機関や事業者、住民、学識経験者等によりメンバーを構成します。
目標設定	人口の増加、工業団地や住宅の増加が予測される場合はどのように考えれば良いのか？	取組の効果が見えやすいよう、総量目標に加えて原単位目標を設定することが考えられます。また、対策・施策の評価として、温室効果ガス排出量だけでなく、対策・施策の事業量や導入量を指標とすることで、計画の進捗状況を適切に把握することができます。
排出量算定	電力事業者の排出係数が増加した場合どのように考えるのか？	電力の排出係数の増減により取組効果が見えなくなってしまうよう、排出総量に加え、原単位を掛ける前のエネルギー消費量でも計画の進捗管理することが考えられます。
排出量の評価	区域内に大規模工場がある場合、算定した排出量をどのように評価すれば良いのか？	当該事業者の環境報告書等に記載がある場合があるほか、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度のデータの参照(情報開示請求が必要)や、当該事業者への直接ヒアリング等を実施することで工場単独の排出量を把握し、工場以外の排出量と切り分けて評価をすることが有効と考えます。
計画策定	規模の小さい自治体で、農業が基幹産業である場合、計画を策定する意義はあるのか？	実行計画の策定は、特例市未満の自治体については努力義務となっております。排出量の推計や目標設定のプロセスにおいて地域の特性や将来像を把握・再確認することで、地域に有効な温暖化対策・省エネルギー対策を見出すことができ、地域からの資金(燃料費)流出の抑制等地域の価値向上にもつながると考えます。

第2ブロック(仙台会場)

項目	質問	回答
策定マニュアル	策定マニュアルの改定により、エネルギー転換部門の考え方は変更されるのか？	エネルギー転換部門(エネルギー起源)CO2排出量の算定について、基本的な考え方は変更していません。 しかし、自治体によって入手可能なエネルギー消費に関するデータの種類が異なるため、これに対応できる複数の推計手法(按分法、積み上げ法)を示します。合わせて、自治体分類別に環境省として推奨する推計手法を示します。
削減目標	長期目標について、政府目標である「2050年までに80%削減」とするのが良いのか、地域の特性を生かした目標とするのが良いのか？	長期目標は、政府目標である「2050年までに80%削減」を踏まえて設定することが推奨されます。ただし、長期目標は地域の将来像に基づき戦略的に設定するものであり、地域の産業構造や人口増加率等活動量の伸び率などを考慮した独自の目標設定が可能です。なお、これは短期目標・中期目標についても共通です。

第3ブロック(金沢会場)

項目	質問	回答
排出量算定	部門ごとの活動量を調べる必要があるが、どのような内容を調べれば良いのか？	「地球温暖化地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル」に排出量算定に使用するデータを例示していますので、参考にしてください。
目標設定	人口が減少、世帯数が増加している場合、原単位目標としては「一人当たり」とするしかないのか？	取組の効果が見えやすいよう、総量目標に加えて原単位目標を設定することが考えられます。また、対策・施策の評価として、温室効果ガス排出量だけでなく、対策・施策の事業量や導入量を指標とすることで、計画の進捗状況を適切に把握することができます。
目標設定	原発の稼働状況によって、削減目標は変わるのか？	原発の稼働状況に関わらず、各自治体の特性や実状に応じた目標を設定することが望まれます。なお、電力の排出係数の増減により取組効果が見えなくなってしまうよう、排出総量に加え、原単位を掛ける前のエネルギー消費量でも計画の進捗管理することが考えられます。

第4ブロック(東京会場)

項目	質問	回答
排出量算定	排出量算定方法について、自治体に裁量があるが、各自治体で異なる方法で算定することで、他の自治体との比較ができなくなるのではないのか？	自治体によって入手可能なエネルギー消費に関するデータの種類が異なるため、全自治体が統一の推計手法を用いることは難しく、また、地域の排出実態を正しく把握するためには、必要に応じて推計手法を独自にカスタマイズするなどの工夫が必要です。 このような実態を踏まえ、環境省としては各自治体がそれぞれの状況に応じて効率的に推計作業が行えるように基本的な推計の考え方と複数の計算方法の例をマニュアルにて示しています。
策定マニュアル	策定マニュアルが改定されることで、現行のマニュアルからどの部分に変更になるのか？	使いやすさの向上、昨今の温暖化対策を巡る国内外の状況の反映、各種推計方法の見直し、「適応」を新たな対策分野として追記すること等を予定しています。
目標設定	フォアキャスト法とバックキャスト法により中期目標を設定する際、削減ポテンシャルが目標を下回る場合にはどのように考えれば良いのか？	「削減ポテンシャル量」が「長期目標から定めた中期目標レベル」に達しない場合、さらに追加の対策・施策を検討し、中間目標を設定します。
目標設定	政府の長期目標である「2050年80%削減」は、実現可能な数値か？	簡単に実現できるものでないことは確かですが、徹底した省エネ、自然エネルギーの徹底活用等により実現可能と算出されています。(中央環境審議会地球環境部会「2013年以降の対策・施策に関する報告書」(平成24年6月))
目標設定	排出量は按分法で算定していても、削減ポテンシャルは積み上げで推計するべきなのか？	削減ポテンシャルを積み上げることが困難な場合は、国や都道府県の目標削減量を参考に設定することも可能です。
目標設定	温室効果ガス排出量が増えざるを得ない状況にある場合には、どのように考えれば良いのか？	増えざるを得ない状況にある原因にもよりますが、取組の効果が見えやすいよう、総量目標に加えて原単位目標を設定することが考えられます。また、対策・施策の評価として、温室効果ガス排出量だけでなく、対策・施策の事業量や導入量を指標とすることで、計画の進捗状況を適切に把握することができます。

第5ブロック(名古屋会場)

項目	質問	回答
温暖化対策	人口規模が小さく、森林の占める割合が高い自治体はどのように考えれば良いか？	地域の自然的・社会的な条件に応じて、温暖化対策を積極的に推進していくことが望まれます。森林の占める割合が高い自治体であれば、間伐等により温室効果ガスの吸収源である森林の適正な整備や木材及び木質バイオマスの利用などの対策が考えられます。

第6ブロック(大阪会場)

項目	質問	回答
策定スケジュール	実行計画の策定について、どのような流れで行うのか決まっているものはあるのか？	策定スケジュールの例については研修会で使用した資料を参考にしてください。 (http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/kuiki/training2013/pdf/01_02.pdf)
実行計画協議会	規模の小さい自治体についても必要か？	協議会を設置して計画を策定することは必須ではありませんが、計画に基づく施策を着実に実行するためには、各主体との連絡調整を行ったうえで計画を策定することが推奨されます。

第7ブロック(高松会場)

項目	質問	回答
計画期間	第1次計画を平成24年度までとしている場合、第2次計画を平成26年度からとしても問題ないか？	やむを得ず計画期間を空ける場合でも、排出量の把握や取組は継続して実施していくことが重要です。
補助金	計画の策定や見直しについて、環境省や経済産業省等で、外部委託するような補助金はあるのか？	平成26年度予算で新規要求している「先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業」の一部として、実行計画に計上する事業に関する事業計画の策定やFS調査を支援する予定であり、有識者からの意見聴取やコンサルへの委託が可能となる見込みです。(環境省環境計画課が担当)
計画の見直し	既に計画を策定している場合、見直しはどの程度行うことが望ましいか。各自治体の実状に応じて行っても良いのか？	社会情勢の変化などの状況の変化に対応するため、5年に1回程度見直すことが望まれます。

第8ブロック(岡山会場)

項目	質問	回答
排出量算定	排出量算定に使用する統計が変更になった場合、過去との整合性はどのようにとれば良いのか？	使用する統計を変更した旨注記しておく方法や、変更の前後で算出した排出量に大きな乖離がないことを確認することにより整合性を担保する方法が考えられます。
計画の策定	計画の策定に関して相談できる機関はあるのか？	今後、自治体の計画策定や対策施策の事業化に関する専門的な問い合わせ一括で受け付けるコールセンターの設置について、具体化を検討していきます。
実行計画協議会	協議会は必ず設置する必要があるのか？	協議会を設置して計画を策定することは必須ではありませんが、計画に基づく施策を着実に実行するためには、各主体との連絡調整を行ったうえで計画を策定することが推奨されます。

第9ブロック(博多会場)

項目	質問	回答
基準年	基準年は2005年としても良いのか？	基準年は、近年の国際社会における目標設定の動向および新目標を踏まえ、2005年とすることが考えられます。一方で、人口の増減や大きな排出源の増減、総合計画の策定周期など、各自治体の状況に合わせて任意の基準年とすることができます。
対策・施策	適応策は計画に盛り込まなければいけないのか？	温暖化影響によって、今後、災害や農業、健康などの分野において様々なリスクを生じる可能性があり、地域の視点から適切な処置を計画的に進めることが必要です。 現行の地球温暖化対策の推進に関する法律には、適応に係る規定が含まれていませんが、今後政府として適応に係る計画を策定する予定であることを踏まえ、実行計画に盛り込むことが望ましいと考えられます。
目標設定	国は「2020年度までに2005年度比で3.8%削減」を目標とするのか？	政府は、11月29日に2020年度の温室効果ガスを2005年比で3.8%減とする新たな削減目標値を気候変動枠組条約事務局に提出しました。 この目標値は、原子力発電による温室効果ガス削減効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定するとしています。
目標設定	国が2005年度を基準年とした場合、地方自治体の基準年は1990年度のまま良いのか？	基準年は、近年の国際社会における目標設定の動向および新目標を踏まえ、2005年とすることが考えられます。一方で、人口の増減や大きな排出源の増減、総合計画の策定周期など、各自治体の状況に合わせて任意の基準年とすることができます。
対策・施策	農業振興計画との整合について、具体的にはどのような内容か？	農業振興地域での太陽光発電設置、バイオマス資源の活用等につき、農業振興地域計画の政策目的等との調和を図ることを想定しています。
排出係数	電力事業者ごとの排出係数として、実排出係数と調整後排出係数の2種類が公表されているが、どちらを使用すれば良いのか？	実排出係数は発電で実際に排出された温室効果ガスの量に基づく排出係数、調整後排出係数は電気事業者による京都メカニズムの活用により取得したクレジット分の温室効果ガスを差し引いて算出した排出係数です。国においては、実排出係数を使用した上で、京都メカニズムの活用によるクレジット取得分は別途算出することとしており、実行計画においても原則実排出係数を採用して頂くことが望ましいと考えます。
排出量算定	各部門ごとに具体的な算定方法を示し、自治体が算定に利用した原単位が適正かどうか国が検証すべきでは？	自治体によって入手可能なエネルギー消費に関するデータの種類が異なるため、全自治体が統一の推計手法を用いることは難しく、また、地域の排出実態を正しく把握するためには、必要に応じて推計手法を独自にカスタマイズするなどの工夫が必要があります。 このような実態を踏まえ、環境省としては各自治体がそれぞれの状況に応じて効率的に推計作業が行えるように基本的な推計の考え方と複数の計算方法の例をマニュアルにて示しています。